

## 平成 18 年度戦略的環境アセスメント総合研究会（第 1 回）議事録

### 1．開催日時

平成 18 年 8 月 28 日（月）14:00～16:00

### 2．開催場所

ホテルフロラシオン青山 3 階 孔雀西

### 3．議 事

#### (1) 報告事項

本研究会の趣旨・開催経過について

最近の戦略的環境アセスメント等を巡る動向について

#### (2) 議 題

戦略的環境アセスメントガイドラインについて

今後の検討の進め方について

### 4．出席委員

浅野委員（座長）、石川委員、石田委員、井村委員、宇賀委員、小川委員、亀山委員、  
栗本委員、田中委員、辻本委員、原科委員、屋井委員

午後 2 時 0 0 分 開会

平野課長 定刻となりましたので、これより第 1 回戦略的環境アセスメント総合研究会を開催いたします。

本日はお忙しい中をご参集いただき誠にありがとうございます。それでは、開会に先立ちまして環境省総合環境政策局長の田村からご挨拶を申し上げます。

田村総合環境政策局長 環境省の総合環境政策局長の田村でございます。本日は浅野座長をはじめ、各委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中をこうしてお集まりいただきましてありがとうございます。

また、常日頃から私ども環境行政全般にわたりましてご理解、ご協力を賜っておりますことをこの席を借りまして併せて厚く御礼を申し上げます。

平成18年度第1回の戦略的環境アセスメント総合研究会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

この戦略的環境アセスメントにつきましては平成9年の環境影響評価法の制定以来の課題となっているところでございます。環境省におきましては本研究会におきまして、これまでの戦略的環境アセスメント（SEA）が備えるべき原則あるいはSEA導入に関してさまざまな留意点等につきまして検討し、それらの成果を報告書として取りまとめたところでございます。

本日の研究会は約3年ぶりの開催となるわけでございますけれども、この間の動きとして例えば埼玉県あるいは東京都など複数の地方自治体におきまして計画段階の環境影響評価が制度化をされておりますし、国におきましてもさまざまな関係省庁におきまして関連する取り組みが進められてきております。海外に目を向ければ多くの先進国で制度化が進んでいるなど、戦略的環境アセスメントを巡る状況も大分変わってきているのではないかと考えております。

こうした状況を受けまして、本年4月に閣議決定をされました第3次環境基本計画におきまして、戦略的環境アセスメントに関する共通的なガイドラインの作成を図ること。さらに上位計画の決定に当たっての戦略的環境アセスメントの制度化に向けての取り組みを進めることということがはっきりと明記されて閣議決定されたというところでございます。これによって今後、政府全体として戦略的環境アセスメントの仕組みの確立に向けた、これまで以上の検討を進めることが求められているものと認識しておりますし、また関係省庁とも十分連携、協議をして進めていく必要があると思います。

この研究会におきましても多くの省庁からオブザーバーという形で、本日はおいでいただいております。これからもそのように進めたいと思っております。

環境省といたしましては、これらの取り組みの推進役としてより一層の努力をしてまいり所存でございますので、委員の先生方におかれましてはよろしくご指導、ご助力いただければ幸いです。

今回の総合研究会では我が国の実態を踏まえたガイドライン、これを年度内目途に作成するということを目標といたしたい、そのように考えております。委員の皆様方の活発なご議論をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

平野課長　ここで委員の先生方をご紹介させていただきます。まず、座長の浅野委員でございます。

名簿順でございますが、石川委員でございます。

石田委員でございます。

井村委員でございます。

宇賀委員でございます。

小川委員でございます。

亀山委員でございます。

栗本委員でございます。

田中委員でございます。

辻本委員でございます。

原科委員でございます。

屋井委員でございます。

本日は家田委員が欠席でございます、あと12名の委員にご参加いただいております。

今回の研究会では新たなご参画ということで6名の先生方、石川委員、石田委員、小川委員、森本委員、辻本委員、屋井委員の先生方にご出席をいただいております。

続きまして、この研究会の公開方法についてご確認させていただきたいと思っております。事務局から説明いたします。

湯谷課長補佐 環境影響評価課の湯谷と申します。研究会の公開についてご説明させていただきたいと思っておりますが、その前に本日お配りしております資料について確認させていただきたいと思っております。

議事次第に配布資料として資料1-1から参考資料6まで記載しております。クリップを外していただきますと資料ごとに綴っております。

最初に今日の研究会の座席表がございます。資料1-1として戦略的環境アセスメント総合研究会設置要領、A4一枚もの、同じくA4一枚もので資料1-2、研究会の開催状況。

資料2-1といたしまして第3次環境基本計画、資料2-2といたしまして「最近の戦略的環境アセスメント等を巡る動向について」ということで、この資料2-2につきましては別紙として別紙1から別紙4まで添付させていただいております。それぞれホッチキス止めで綴っております。

続きまして、資料3-1「戦略的環境アセスメント総合研究会報告書<概要>」。資料3-2といたしまして、カラーの資料になってございますけれども「戦略的環境アセスメントガイドラインの目指すもの」。資料4といたしましてA4一枚ものですが、「今後の検討の進め方(案)」。

参考資料といたしまして研究会の公開に関する事項、A4一枚ものです。

あと報告書という形で今回付けさせていただいておりますけれども、参考資料2として「政策、計画等への影響配慮の仕組みに関する地方公共団体の取組状況」という報告書。参考資料3として「諸外国の政策段階における戦略的環境影響評価制度調査報告書」。

参考資料4といたしまして「諸外国の戦略的環境影響評価制度調査報告書」。参考資料5といたしまして「諸外国の戦略的環境影響評価制度導入状況調査報告書」。最後に本研究会が平成12年にとりまめました研究会報告書、参考資料6ということでお配りさせていただいております。

もし抜けているものがあればお申し出いただければお持ちさせていただきたいと思います。

それでは、引き続きまして参考資料1に基づきまして本研究会の公開に関する事項ということでご説明させていただきたいと思います。

参考資料1をご覧ください。まず会議の公開についてでございますけれども、本研究会は原則として公開するというので、会議の公開に当たりまして円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限など必要な制限を課すことができるものとしたいということでございます。

2番目といたしまして、配布資料の公開についてでございますけれども、本研究会における配布資料につきましては会議終了後、原則として公開させていただきたいと思います。具体的には私どもが管理運営しております「環境影響評価情報支援ネットワーク」というホームページに掲載することを考えております。

ただ、配布資料の公開につきましても公開することによって審議に著しい支障を及ぼす恐れがあるといったような場合は、検討委員限りである旨を明記して非公開にさせていただきたいということでございます。

3番目として議事録の公開についてでございます。議事録についてはすべて公開させていただきたいということでございます。なお議事録の調整に当たりましては委員の皆様のご了解を得て公開させていただきます。

最後にその他でございますけれども、会議の公開あるいは議事録の公開について、当事者あるいは第三者の権利等を害する恐れがあるときにつきましては、会議または議事録の全部または一部を非公開にさせていただくということで考えております。以上でございます。

平野課長 ただいまの説明に対しましてご質問等はございますでしょうか。

なければこれより先の議事進行につきましては、浅野座長にお願いいたしたいと思います。

それでは浅野座長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

浅野座長 座長の浅野でございます。ただいま事務局から説明がありましたように研究会は公開でございます。また議事録についてもすべて公開ということで進めさせていただきたいと思っております。

後ほどこれまでの当総合研究会の検討の経過については事務局から改めてご説明を受けることとなりますが、すでに平成12年でしたか、こういう出版物を出しておりまして、その報告書のコア部分については本日参考資料としてお配りしているわけですが、S E Aという概念についてどう考えるのかといったようなことについては、この研究会で既に報告をまとめたところでございます。

ただ、実際にこれをどう導入するのかということについて、個々の計画について細かい検討をしてこの報告をまとめたというわけではございません。その後、ある程度世の中の状況の動きを見ながらさらに詰めた研究をしなければいけないということを申し合わせていたところでございます。これまでに既に先ほど田村局長からのご挨拶にもありましたように、自治体での取り組みや、あるいは各省での戦略的環境アセスメントという言葉は使われていないにしても、戦略的環境アセスメント的取り組みというものはかなり動いてきておりますので、そういった動きを時々追いかけてながら研究会を断続的に開催してきたわけでありまして。今回、環境基本計画の中で再度この戦略的環境アセスメントについては横断的なガイドラインをつくるということがはっきりと明記されましたので、局長からもお話がありましたように、そのガイドラインをまとめるべく我々に再度また委員会を開くようにというご命令が下ったということでございます。

新しく加わっていただきました委員の方々も含めて、ぜひともこのS E Aの制度がこの国に定着していけるように、使い勝手のいいガイドラインをしっかりとつくるという努力をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、この研究会の趣旨、開催の経過について事務局から説明をいただきます。

湯谷課長補佐 それでは本研究会の趣旨、開催経過についてご説明させていただきます。ただいま浅野座長からご説明がありましたけれども、資料に沿って簡単に説明させていただきたいと思っております。

資料を前後して恐縮でございますが、最初に資料1 - 2をご覧くださいと思います。本研究会の開催状況でございますが、平成10年7月31日に第1回の検討会を開催いたしまして、その間、年間4、5回検討会を開催してきました。10回の検討会のあとにただいま浅野座長からご説明がありました戦略的環境アセスメント総合研究会報告書という形でS E Aの意義で

すとか、原則、導入に当たっての留意点、これをとりとめいただいたところでございます。

その後、資料の裏になりますが、検討会は年に1回ペースで開催してきまして、この間、国内外での検討状況ですとか、廃棄物分野におけるS E Aの考え方、あるいは廃棄物の処理計画においてケーススタディを行って試行ガイドラインをまとめたといったことをご報告させていただいていたところでございます。

資料1 - 1に戻っていただきたいと思います。今回の研究会の設置要綱ということで、目的に書いてございますようにS E Aにつきましては近年、欧州各国ですとか、開発途上国においてもその推進が図られているといったようなことで、本年4月に閣議決定いたしました第3次環境基本計画においてもS E Aの考え方をさらに具現化する。さらには、その仕組みの確認を受けて検討、推進することが基本的方向性として示される。さらには国や地方公共団体における取り組みの有効性、実効性の十分な検証を行いつつ、我が国における計画の特性ですとか、計画決定プロセス等の実態に即したS E Aに関する共通的なガイドラインの作成を図る。これらの取り組みを踏まえて上位計画の決定に当たってのS E Aの制度化に向けての取り組みを進めるというところで記載されたところでございます。

本研究会ではここがございます我が国における上位計画の決定に当たってのS E Aの制度化に向けまして、S E Aの導入に必要なガイドラインを作成するというものを当面の目標にさせていただきたいということでございます。

検討内容といたしましては2の検討内容のところにも書いてございますが、国内外におけるS E Aの実施状況の把握とS E Aのあり方、S E Aの事例研究等、最後に共通的なガイドラインの作成ということで対象範囲、実施手続、評価方法についてご検討いただければと考えているところでございます。以上でございます。

浅野座長 それでは、ただ今のご説明について何かご質問はございますでしょうか。

特に何かございませんでしょうか。

経過については以上のようなことでございまして、さらにこの後でもう少しどのような議論をしてきたかということについては詳しく事務局からご説明を申し上げるということにしたいと思います。

この件に関しては報告ということでございますので、よろしければ先へ進ませていただきます。

なお、要綱には座長に事故があるとき、代行を置くと書いてありますが、事故はありませんので、私が事故を起こしたときに改めて指名をいたします。あらかじめ包括的に代行は置きま

せん。

それでは、次に報告事項2、最近のS E A等を巡る状況、動向についてということでご説明をいただきます。よろしくお願いたします。

湯谷課長補佐 続きまして最近のS E A等を巡る動向についてご説明させていただきます。

まず資料2 - 1でございます。本年4月7日に閣議決定されました第3次環境基本計画で、S E Aの関連部分ということで抜粋いたしまして、資料とさせていただいているところでございます。

具体的には後でご説明いたしますが、この第二部の第1章の第3項あるいは第2章第2節に具体的なS E Aの記述が出てきているところでございますが、第一部の環境政策の展開の方向、第2章の今後の環境政策の展開方向のところにおいて、行政施策における環境配慮の考え方が記載されておりますので、参考までに資料として掲載させていただいております。

ページをめくっていただきまして1ページ目の上のゴシックで書かれているように、「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」ですとか、「環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成」、あるいは「技術開発・研究の充実と確実性を踏まえた取組」といったようなところでS E Aの考え方と関連ある事項が環境政策の展開方向として記載されているということでございます。

資料の9ページでございます。第二部第1章の重点分野ごとの環境政策の展開というところで、具体的なS E Aの記載がされているところでございます。

戦略的環境アセスメントの現状と課題ということで、黒枠で囲っておりますが、資料の10ページの部分でございますが、戦略的環境アセスメントについては国際的に制度化に向けた機運が盛り上がっており、国内でも地方公共団体における実例が増えつつあるなど、国内外における状況が進展しています。今後は導入に向けた一層の取組を進めることが必要ですというふうに課題として整理されているところでございます。

11ページに基本的方向性が書かれておりまして、設置要綱のところでもご説明いたしましたように戦略的環境アセスメントの考え方の具現化、さらにはその仕組みの確立に向けての検討を推進するということがここで記載されております。

資料12ページでございます。重点的取組事項といたしまして、それにつきましてはその黒枠の下線のところでございますが、先ほどもふれましたが共通的なガイドラインの作成を図る。上位計画の決定に当たってのS E Aの制度化に向けての取組を進めます。さらに、政策の決定に当たってのS E Aに関する検討を進めますということで、取組事項が記載されていると

ころでございます。

最後の14ページには環境保全施策の体系、各種施策の基盤となる施策ということで、黒枠にありますように国が実施する社会資本などの整備のための公共事業については、戦略的環境アセスメントの検討などを踏まえ、計画段階からその実施が環境に及ぼす影響について調査予測を行うなど、環境保全上の検討を行い適切な配慮を実施しますというふうに記載されているところでございます。

続きまして、資料2-2でございます。最近の環境アセスメント等を巡る動向についてということで、国内外での取組について簡単にまとめさせていただいております。まず最初に環境省における検討状況ということで、(1)から(3)までございますが、まず最初にS E A 試行ガイドラインの検討ということで、市町村の一般廃棄物処理計画を対象にケーススタディを実施して、S E A を試行するに当たっての重点事項ですとか、留意事項等を抽出いたしましてガイドラインとしてとりまとめております。

また、一般廃棄物処理施設整備計画の構想段階におけるS E A ということで、試行ガイドライン作成のためにケーススタディを実施しているところでございます。

2点目といたしまして地方自治体との連携等でございます。S E A の制度化などを検討している地方自治体を対象にいたしましてS E A 地方連絡会を設けて情報ですとか意見の交換を通じまして、共通論点の整理などのため連携を図っているところでございます。

2つ目といたしましては、都道府県、政令市におけるS E A など、政策や計画等の策定段階における環境配慮を組み込むための仕組み、いわゆる環境配慮制度の導入への取組について調査を実施しておりまして、その結果を平成16年3月にとりまとめたところでございます。先ほど資料のところでご説明いたしました参考資料2がこの調査報告書になってございます。

3つ目といたしまして、青森県が検討を進めております「新むつ小川原開発基本計画」の策定に当たりまして、青森県が実施を予定しております環境影響評価の基本的な考え方ですとか、留意点について青森県から環境省に見解が求められたために、環境省におきましてはその見解を指針としてとりまとめ、平成17年3月に青森県に提示したところでございます。これについては後ほど簡単にさせていただきます。

3点目といたしまして、諸外国におけるS E A に関する調査でございます。まず最初に諸外国における政策、法案に対するS E A の調査を行って、16年3月ですがその結果をとりまとめております。これは参考資料3になります。

2つ目としてE U のS E A 指令に対応した制度を導入した、あるいは導入しつつあるイギリ



ス、ドイツを対象にしてS E A制度の調査を行って、その結果をとりまとめております。これは参考資料4がその調査結果報告書でございます。

3つ目といたしまして、O E C D加盟国、E U加盟国、アジア諸国においてS E A制度が導入されているかどうかということアンケート調査を行いまして、今年の3月にその結果をとりまとめてございます。参考資料5がその調査結果報告書でございます。

続きまして資料の2ページですけれども、他省庁等における検討状況ということで、まず最初に国土交通省でございますが、国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続ガイドライン、これを平成15年6月に定めております。

このほか各事業分野、道路、河川、空港、港湾といった分野ごとにここに記載されているようなガイドライン等を作成しているということでございます。

また農林水産省においては平成15年度から16年度にかけまして、農業農村整備事業の構想段階におけるS E Aのあり方について調査を実施したということでございます。

また、国際協力機構（J I C A）でございますが、平成16年4月に「J I C A環境社会配慮ガイドライン」というものを策定しておりますが、ここにはS E Aの考え方が導入されているということでございます。

続きまして、地方公共団体における検討状況ということで、埼玉、東京、広島市、京都市において条例あるいは要綱によってS E Aの制度が導入されているところでございます。詳細については別紙1、別紙2にとりまとめてございます。後で簡単に説明させていただきます。

さらにその他の都道府県、政令市でも約半数近くにおいてS E Aの検討が行われているということで、別紙3がその資料になります。

個別のケースでは先ほどもふれましたように青森県が「新むつ小川原開発基本計画」にかかる環境影響評価をS E Aにより実施しているということで、環境省の指針に基づきまして青森県で要綱を策定して、現在、手続を進めており、現時点ではその方法書の縦覧、知事意見の手続が終了し、準備書の作成という段階であると聞いてございます。

また、長野県におきましては、中信地区の廃棄物処理施設の建設計画に当たりましてS E Aを用いた検討が実施されているということでございます。

施設整備のあり方検討のために13年度から14年度、あるいは15年度、16年度で検討委員会を設置して、必要性の確認ですとか、候補地の選定を行っている聞いております。

続きまして、海外における動向でございます。2001年（平成13年）にE UのS E A指令が採択、発効されております。この指令につきましては加盟国が2004年7月21日までに指令に

適合するための必要な法律、規則等を発効させることを義務づけておきまして、下のほうにも書いてございますように、2005年7月時点で25か国中16か国において導入がされている。この中でギリシア、イタリア、ポルトガルといったようなところがまだ導入されていないのですが、現在、策定中と聞いております。

また、欧米とか北米以外の国、例えばアジアの中国ですとか韓国などにおいてもS E A制度が導入されているということで、下のほうに主に国の導入状況を記載してございます。

別紙4に具体的な内容を取りまとめてございます。

別紙1については、国内における上位計画等に対するS E A制度ということで、先ほどの4都府県について制度を簡単にまとめたものでございます。

それぞれ対象とするのは上位計画ということで、個別事業の基本計画を対象にしてございますが、東京都については広域複合開発計画を対象にしている。あるいは京都市ではここでは第3種計画ということで上位計画、具体的には下の注に書いてございますが、河川法に基づく河川整備計画ですとか、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理の基本計画、こういったものを対象にしているといったようなところが特徴的なところではないかと考えてございます。

2ページ目にそれぞれ評価文書の作成ですとか、公衆・専門家の関与あるいは環境部局の関与について整理させていただいているところでございます。

続きまして、別紙の2でございますが、制度化されている都府県の具体的な事例について整理をさせていただいております。埼玉県ではここに書いております計画、基本構想等につきまして3事例についてすでにS E Aが実施されております。

2ページ目には東京都ということで東京都では2事例です。さらに3ページ目、京都市については4事例ということで実施されております。ただ、京都市のこの4事例につきましては下の注にございますように、第二種計画ということで比較的規模の小さい事業にかかる計画ということで、環境配慮報告書についての公告・縦覧ですとか、市民意見の聴取などの手続の一部は簡略されているところでございます。

続きまして、別紙3でございますが、都道府県、政令市におけるS E A等の取組状況ということで、各都道府県、政令市の取組状況について一覧として取りまとめてございます。

一番最後のページ、6ページになりますが、判例のところに記載してありますように導入済が先ほどの4都道府県等。検討中が25、それと関連する取組を実施ということで、神奈川県環境配慮評価システムですとか、三重県の環境調整システムなどS E A的な取組を実施しているところが10都道府県等。最後に検討なしが22という状況になっております。

最後に別紙4でございますが、諸外国におけるS E A制度ということで、主な国のS E A制度の内容について一覧にとりまとめてございます。それぞれ実施主体、対象のほかにスクリーニング、スコーピングといったような手続の有無ですとか、そこにおける公衆ですとか環境部局の関与について取りまとめているところでございます。

アメリカについてはご案内のとおり政策、計画プログラム、さらには注釈にもございますように事業について対象としているところでございまして、それぞれの手続のところでは公衆関与ですとか環境部局の関与がある。

また、カナダ・オランダにつきましては、オランダの環境テストのところですが、政策を対象にするものを含んでおります。オランダの環境管理法ですとか、イギリス、さらには次のページになりますがドイツ、フランスといったようなところは計画を対象にしているというところで、審査の欄ですが評価書段階における公衆関与ですとか環境部局の関与はすべてであるという形になっております。

アジアでは韓国、中国がすでに制度化されております。韓国につきましては昨年、環境政策基本法が改正されまして、S E A制度の拡充が図られたということでございます。ここににつきましては政策も対象となっているところでございます。

参考資料5にOECD加盟国ですとか、EU加盟国あるいはアジアについて23か国1地域についてアンケート調査を行った結果が記載されております。具体的にいきますと参考資料5の3ページあたりに書いてございますが、これによりますと24か国等のうち16か国等で策定導入済み。7か国等で策定中で、1か国だけ未導入といったような結果でございまして、海外におけるS E Aの導入が相当進んできているという状況がこの調査結果から読み取れるのではないかと考えております。以上でございます。

浅野座長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今これも報告事項ということでございましたが、最近のS E Aの状況、動向についてのご説明をいただいたわけですが、ただいまのご説明、簡略な説明でもあったわけで、ややわかり難いということがあるかもしれません。ご質問なり、あるいはコメントなりあればいただきたいと思っております。

直接に関与しておられる委員がおられますのでコメントをしていただければいいかなと思っておりますが、原科委員がJICAのガイドラインをやっているわけです。

原科委員 原科でございます。座長、ありがとうございます。

国際協力機構に関しては、2ページ目、これは資料2-2でございますが、最近の戦略的環境アセスメント等を巡る動向についてというタイトルのものです。その2ページ目にございま

すように、国際協力機構（JICA）で環境社会配慮ガイドラインというものを改定いたしました。これは私、議長や委員長として、ずっとお付き合いさせていただいたものですから、このことを知っておりますが、SEAの考え方の導入という記載ですが、この意味合いはSEAの考え方をできるだけ活用しようということでございます。つまり、途上国の状況によってはSEAが導入しにくい場合もありますので、SEAが適用できるような場合にはできるだけ積極的に導入したい、適用したいということでこういう記載になっております。

例えば2003年に中国が環境アセスメント法を制定しましたが、その時にSEAも規定しました。これはちょうどJICAのガイドライン改定の際に進めていました。そんな情報もまいましたので、アジアでもそういうことが始まっているのだから、日本としてはできるだけそういうことで前向きにやりたいということで、こんなような規程が定められました。以上でございます。

浅野座長 ありがとうございます。ほかに何かコメントなりご意見なりご質問なりはございませんでしょうか。

井村委員。

井村委員 先の議題でやったほうがいいのかもわからないのですが、一応ご説明の中にありましたので、資料2-1の11ページでございしますが、施策の基本的方向の中の（1）で基本的方向性という中にアンダーラインが引いてあるんですが、国際的には戦略的環境アセスメントに係る制度面での先進各国との整合性を図ることがありますが、この辺どれぐらいの強い内容のものなのか。ここを教えていただきたいと思うのでございますが。

浅野座長 この点については、事務局答えますか。私が答えてもいいですが。

吉野課長補佐 先生からご指摘のありました先進各国の整合性ですが、もうすでに先進事例として各国でどのような制度があるかというものを調査をさせていただいておりますので、遜色のない形で、またほかのところには日本の実情に合ったというものがございましたけれども、そういうものも勘案しながら議論を進めていきたいということを考えているところでございます。

浅野座長 つまり諸外国に比べてあまりにも見すばらしいものは作りたくないということを行っているだけで、それ以上の細かいことまで諸外国との整合性ということを意識して書いたわけではありません。ただ、EU指令のように比較的影響力の大きいものがありますから、そこに盛り込まれているような主要なファクターが全く我が国ですっぽ抜けるようなことをやったのでは、国際比較に耐えられなくなるので、それはまずいだらうというぐらいのつもりはあ

りますが、細かい点で、特にS E Aが諸外国との整合性がなければ困るということでもないですね。

むしろ前の研究会で井村委員もご指摘だったんですが、国際シンポジウムをやりましたときにも、計画のつくり方とか政策の立て方というのは、やはりそれぞれの国の固有の文化、歴史、伝統があるので、それを無視してS E Aでガサッとやるなんていうことは無茶ですよという発言は、むしろ外国の学者からたくさんいただいていますから、ほかの場合のスタンダードのように国際スタンダードがあって、それに全部合わさなければいけないというような趣旨ではないということです。

井村委員 わかりました。

浅野座長 ついでに第3次計画の、あらかじめお配りしたのは第二部だけお送りしていたと思いますが、第一部も付けていただきましたのは、平成12年に出しました報告の中でも諸外国がS E Aに取り組むときの基本的なスタンスというのは、環境と経済と社会の統合ということが実現できるように、そのためのツールとしてS E Aだということが強調されていたわけです。

ただ、その当時、我が国ではまだ環境、経済、社会の統合などという言葉はどこにも出てこなかったもので、今回遅ればせながら第3次環境基本計画ではそういう言葉を出してみた。これでようやく環境計画が国際水準になったかなということなんですね。それで特にこの点については資料としてもお配りをしたかったということでもあります。

ほかにご質問なり。

小川委員。

小川委員 今回、初めて参加させていただきますので、そういった意味では前の経過を必ずしも十分把握していなくて初歩的なご質問になる部分が出てくるかもしれませんが、それはお許しいただきたいと思います。

別紙4のところでは諸外国におけるS E A制度ということで詳しくまとめられてあるんですが、この中ではそういった意味では1点よくわからない部分ということでお聞きしたいのですが、ヨーロッパの国々あるいは韓国もたしかそうだったと思いますが、環境アセスメントのある段階を最初に入れておいて、それである時間を経過した後で今度はS E Aを入れたほうがいいということで改正を加えているという形をとっておられます。

そうすると、そういうステップをとっているということは、最初の事業アセスメントとかそういう形でやった方法では明らかに問題になることが出てきて、それでその問題になることに

対応するためにS E Aを導入するとういうことができるようになって、それに対する答えが出るというステップをある程度はとっているのではないかと思います。

ただ、ここの中に書かれている説明では、その経緯のところがよくわかりませんので、そういった意味ではヨーロッパの国でも、あるいは韓国でも結構ですが、どれか典型的な例を1つとっていただいて、どういう問題が起こって、それで困った。それに対してS E Aを導入することによってどういう形で解決をもたらすことができたのかというところを少しご説明いただけるとありがたいと思います。

浅野座長 これはなかなか難しい質問ですが。

吉野課長補佐 具体例ではなく、定性的なご説明になってしまうかもしれませんが、資料3-1のほうにも掲載させていただいておりますけれども、S E Aというのはそもそも、資料3-1の1ページの(2)の でございますが、事業の実施段階での環境アセスメントの限界を補うという観点から先生ご指摘のとおり始まったものでございます。

読み上げさせていただきますと、事業の実施段階よりも早い段階からS E Aという形で環境配慮を行うことで広範な環境保全対策を検討することが可能になる。また、累積的な評価とかそういった広域的な視点からの評価といったものも可能になるということで、よりよい環境配慮のためには上位計画でございますとか、意思決定の早い段階から環境配慮を行うことが必要。そのツールとして検討されている制度でございます。

浅野座長 国によって少しアプローチが違うということは理解しておく必要があると思います。例えばアメリカのN E P A型のものは最初から包括的にプロセスを追いかけていくという発想でやっていますので、ことさら先生ご指摘のようにアセスメントに限界があったので前のほうに引っ張っていくというタイプではないですね。

それに対して多分韓国は、詳しくは知らないんですが前に引っ張っていかねばいけないというような議論があったということはそうだろうと思います。

それから、E Uタイプのものもどちらかということとそれに近くて、事業計画にどこかで結びつくようなものを前のほうに引っ張っていった包括的にやらねばいけないというところからスタートしている面があると思います。

ただ、同じヨーロッパでもオランダのようにもう1つ別枠でEテストというのを用意していて、これは完全に法案をつくったりする段階でどんなものでも全部アセスをやれという話ですから、これはややN E P A型に近い発想がもう1つ別枠であるわけです。

ですから、S E Aという言葉が1つのパターンで完全に説明しきれるかということ、やはり国

によって違うということがありますので、日本ではどちらかという計画アセスメントという言葉で計画段階のアセスメントということが強調されてきていますから、イメージは何となくそれが強いんですが、環境基本計画でも実は両方にらんでいます。政策の大きなものについても環境配慮が必要である。それも視野に入れなければいけないということを考えておりますから、我が国の今後の方向としてはやはり2つのものをアプローチの仕方は多少違うとしても考えていかなければいけない。

しかし、後でまたご説明がありますが、当面はどちらからスタートするかというと、やはり具体的なプロジェクトにつながりやすいものから考えていかないと考えようがないので、そこからやりましょうという提案があつて事務局から出てまいります。よろしゅうございましょうか。

小川委員 はい。

浅野座長 原科委員。

原科委員 今、座長がご説明になったようなことだと思いますが、ちょっと補足させていただきますと、アセスの技術のほうから言いますと、予測評価ということになると、プロジェクトの内容が具体的にになりますと、これはかなり明確に影響評価できます。ところが上位の計画段階というのはなかなか難しいですね。ということで例えばEUで、これはアセス制度の導入は1985年ですが、そのとき大分議論がありました。そのときからSEAという考え方はあったのですが、やはり技術的な問題とか、意思決定のあまり早い段階ではなかなか情報を公開しにくいといういろいろな状況がございまして、そんなことからまずは事業アセスから始まったような経緯がございまして。

韓国もそうではないかと思えます。

実は我が国もそういうことがございまして、我が国の場合1970年代にアセスの制度ができましたが、そのころすでに、これも浅野先生がおっしゃったように計画アセスメントという言葉で、70年代後半には研究会がスタートしてレポートがたくさん出ました。ところが、その段階ではいろいろな事情からうまくいきませんで、ですからそういうものの必要性というのはかなり前から議論されておりましたが、実際には事業段階ということで具体的対象のはっきりしたのに関してまずアセスをやってみよう。そういう経験を積んでから次の段階に進む、そんなものが多いと思えます。

浅野座長 それでは、もう次の議論に入り込んでいますので、次の議題の説明をする中でその話ができると思えます。よろしいですか。

小川委員 1点だけ別の件でご質問したいんですが。別紙1の東京都のところで実施主体のところに対象計画の策定主体として東京都と書いてあって、その後ろに括弧をつけて東京都と民間事業者が連携している場合は除くということが書かれています。この民間事業者と連携している場合は除く、どうしてそういうことにしているのかという背景をご説明いただくとありがたいんですが。この辺がよくわからなかったものですから。

吉野課長補佐 それはこちらのほうできちんと調べておりませんので、追ってご説明をいたします。

浅野座長 一般的に民間事業に関してS E Aをどこまで要求できるかということが問題になっているわけです。とりわけS E Aというシステムの中でかなり重視されているのは複数案を検討することというのがあるわけですが、これは諸外国の先行研究などを見ても民間事業に関しては用地取得の困難性があるので、そう簡単に複数案というわけにはいかない場合があるだろう。特にサイトの複数案というのは民間事業には要求できないとはっきり論じられる方が多いわけです。そういったような背景も多少あるのでないかと思うのですが。詳細は事務局に調べさせます。

亀山委員 当面、都事業についてやろうというのが趣旨でございます。ある程度熟度が上がってきたら、もう少し広範にやってもいいということで、その縛りをしたので都事業だけと限定しているというのが計画してございます。

浅野座長 将来的には広がる可能性があるということのようです。

それでは、恐縮でございますが時間の関係もございまして、次の議題に入りまして戦略的環境アセスメントガイドラインについてということで事務局からの説明をお願いいたします。

吉野課長補佐 資料に沿ってご説明いたします。資料3 - 1、戦略的環境アセスメント総合研究会報告書（平成12年8月）〈概要〉というものを付けております。これは参考資料6のほうで全文をお配りしておりますが、その概要版ということでございます。

浅野座長から最初にご紹介がありましたが、本研究会の検討の基礎として、この12年8月におまとめいただきましたS E Aの考え方、これを土台に今後ガイドラインの策定の検討を進めていただきたいと考えております。

新しい委員もいらっしゃいますので、ざっと説明をさせていただきます。

「第1章 S E Aの意義と目的」といたしまして、(1)戦略的環境アセスメントとは、でございます。戦略的環境アセスメントとは、事業に先立つ上位計画や政策などのレベルで十分な環境情報を基に環境への配慮、意思決定に統合するための仕組みであるということとしてお



ります。

(2) S E Aの意義といたしましては、今申し上げました施策の策定、実施に当たっての環境配慮を意思決定に統合すること。そして、先ほどの事業の実施段階での環境アセスメントの限界を補うこと、この2つを意義としております。

国際的動向、我が国の動向につきましては先ほどご説明したとおりでございます。

「第2章 S E Aの原則」でございます。(1)の計画等を決定するための既存の手続とS E Aとの関係につきましては、1枚めくっていただきまして評価の統合についてとして、環境面、社会面や経済面に関する評価を一体として行う場合には、環境面からの評価結果を意思決定のための情報として活用することが必要であるため、環境面からの評価結果を文書に記して一定のものとしてまとめるということが必要であるとしております。

手続の統合といたしましては、環境面からの評価が科学的かつ客観的に行われるためには環境情報を有する公衆や専門家、環境保全に責任を有する機関が適切に位置づけられた一定の独立した手続を設けることが必要としております。

意思決定への統合でございますが、S E Aの結果が意思決定、最終判断に確実に反映させることが必要であるため、環境以外の要素も含めた事業の目的や制約条件の設定等の計画を検討する際の最も初期の段階から環境への配慮というものをを行うプロセスであるべきということとしております。

評価の手続等に関する原則でございますが、評価の主体はS E Aというのは意思決定者が自主的に環境配慮を行うプロセスであるということから、計画の策定者が自ら行うものとしております。ただ、十分な情報交換と第三者の関与というものがあって、その環境配慮の妥当性というものが初めて担保されるということとされております。

公衆や専門家の関与及びその位置づけでございますが、環境面からの情報というものにつきましては環境影響評価法でも同じ考え方でございますが、国・地方公共団体のほか当該地域の住民をはじめ環境の保全に関する調査研究を行っている専門家等によって広範に保有されている。こういった広範に保有されている環境情報を的確に計画の策定において配慮すべきだということで、環境情報の形成に公衆が参加するものとして位置づけることが必要としております。

環境影響評価の審査についてでございますが、S E Aでは当該評価が科学的かつ客観的なものであるかの妥当性を確保する観点から、審査のプロセスを設けることが必要としております。計画の策定者による評価のほか、その審査を行う主体として環境の保全に責任を有する機関、

部局が関与できることが必要であるとされております。

(3)のスクーピング及び評価に関する原則でございます。複数案の比較による評価と検討すべき案の範囲として、幅広い実行可能な選択肢の中から環境の観点を踏まえて望ましい案を選択するための手続として複数案の比較評価という手法が不可欠であるとされております。

また、評価の視点といたしましてはS E Aというのは環境基本計画等で望ましい環境像や環境保全対策の基本方針が示されているなどした場合、それに向けて各種計画との調整ツールとしての機能が期待されるとしております。

また、より広域的な視点から環境の改善効果も含めて複数の事業の累積的な影響を評価することが期待されております。

スクーピングにつきましては事業における環境アセスメント以上に重要とされておりまして、検討範囲の設定、問題の絞り込みという性格が強まるため、スクーピングで計画の設定内容に影響を与えるような重要な環境項目等の選定をすることが必要とされ、そこに非常に重点を置くべきということが出ております。

第3章のS E A導入に当たっての留意点でございますが、(1)弾力的な対応といたしまして、対象とする計画等の内容やその立案プロセス等に即して、弾力的に導入していくべきであるということが言われております。

また、事業と比べて抽象的な計画を対象とするため、科学的に不確実性を伴う評価、予測となりますが、それを過大に考える必要はなく、スクーピングや複数案の比較評価等を活用して、対象とする計画等に適した評価が行われれば十分とされております。

また、評価文書については環境情報の交流ベースとしての機能もございますので、わかりやすく記載をすることが必要とされております。

また事業の前段階での評価ということになりますので、事業実施段階での環境アセスメントとの重複を回避するため、事業の環境アセスメントにつきましてはS E Aの結果を適切に活用して評価を行うことが重要ということとされております。

12年の報告書におきましては今後の方向としてその4章に記載されております5つのことをご報告いただいております。(1)まずできることから取り組むこと。(2)スクーピング手続と環境影響評価法における努力ということも期待されるということ。(3)地方公共団体の役割については非常に重要であるということ。そして、このたびおまとめいただきますガイドラインの整備につきましても12年の段階で必要であるということをご報告いただいております。

また、先ほど座長からご紹介のございましたとおり、12年の報告書も計画・プログラムを対象に主におまとめいただいたのですが、政策につきましても今後検討を行うことが必要であるという方向性を出していただいております。

資料3 - 2に移りまして、今年度おまとめいただく戦略的環境アセスメントのガイドラインの目指すものについてご説明いたします。

12年からの変化といたしまして、計画や政策の策定や実施に対する環境配慮はさまざまな段階で組み込んでほしいということにつきまして、いろいろな検討会等でも答申といった形で方向性が出ております。

1枚めくっていただきまして1ページのところで、環境基本法には法律上、国の施策の策定に当たって環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定する場合には、環境の保全について配慮しなければならないとしておりまして、第3次基本計画、それから京都議定書の目標達成計画、新生物多様性国家戦略等環境関係の閣議決定等につきましては、戦略的環境アセスメントにつながりますような各段階での環境配慮の織り込みの必要性ということを記載させていただいております。

また、国土審議会の基本政策部会の報告でございますとか、交通政策審議会交通体系分科会環境部会の中間とりまとめといったような公共事業関係につきましての答申におきましても、さまざまな段階で環境配慮を織り込むことが必要ということをご答申いただいております。

国土交通省のほうでも政策の基本的方向、環境行動計画という中でさまざまな段階において環境配慮を織り込んでいくという方向性をお示しいただいております。

こうした社会的な要請と並行するような形で行政のさまざまな意思決定におけるアカウンタビリティ確保の取組というのが近年進んでおりまして、例えば一番最後のページになりますが、8、9ページに記載させていただいておりますが、命令等の制定に係る意見公募手続、これは規制の設定、改廃に係る段階における住民への説明という手続が規定されておりますし、またその下にあります河川整備計画、都市計画といった上位計画の部分のそれぞれの仕組みの中におきまして学識経験者等の参加プロセスというものが設けられております。

また、これの下の事業の構想段階におきましても国土交通省のほうで河川事業、道路空港港湾といったところの構想段階につきまして、さまざまな形で住民の方にご参画いただきながら計画を策定していくといったアカウンタビリティ確保のための取組がされております。

こういった流れを受けまして、今回、戦略的環境アセスメントガイドラインというものをおまとめいただきますことにより、主として国の策定する計画等における環境配慮のプロセスに

ついて、どのように手続をとれば透明で客観的な環境配慮というものがなされていくのかということをおまとめいただきまして、それを基に実施事例を積み重ねていきたいと思います。それによって地方公共団体、民間における意思決定においてもこれを参考にしていいただければということを目標にしております。以上でございます。

浅野座長 ありがとうございます。まだこれから議論しようということをお示ししているだけでありますので、ちょっと抽象化された説明であったと思いますが、細かいことが最初からわかっているならば、こんな検討会をやる必要はないわけですから、この程度の説明でお許しをいただいて、むしろこれをどう内容的に詰めていくかはこの勉強会の仕事ではないかと思いますが。

前回の研究会の段階から関与してくださっている先生方はこの内容についてはよくおわかりだと思いますが、新たに加わってくださっている先生方の中で、この前回の報告書についてご質問があるかもしれませんので、それについてはお受けしたいと思います。

コメントを申し上げておきたいのは、4ページのところに不確実性を過大に考える必要はないという、1行目に書いてあるんですが、これは原文も確かにこのとおりに書いてあります。

今改めて考えてみると非常にまずい表現をとったなと思うのですが、要するに不確実であることはけしからんとあまりめくじらを立てなさんなということを書いたかったわけですね。つまり必然的に早い段階からやるのだったらディテールはわからないのだから、そこで出てくる予測が不確実であるのは当たり前でしょう。それをリジットにいろいろ言われたら、結局はかなり細かい事業計画ができなければアセスメントできないということになってしまいますから、S E Aの発想そのものが吹っ飛んでしまう。そんなのはよくないですよということを書いたただけです。それがちょっとニュアンスが伝わりにくい表現になっているので、今頃言ってもしょうがないんですが、これは元の報告書の書きぶりが悪かったということです。

できれば今日は最初でございますので、お一人一言ずつはご発言をいただいておりますので、謝金相応の働きをしていただきたいと思いますので。

屋井先生、まずP Iなどについて、別に限定する気はないんですが、特に他省庁の動きの中ですでにP Iガイドラインみたいなものが出ていますね。あの辺のところを皮切りにお話しただけですか。

屋井委員 資料が、どれが対応しているかですが、今の資料3 - 2の最後にも確かにガイドラインの記述が出てありまして、私自体はこのガイドラインの中では特に道路ですとか空港、このガイドラインの策定には多少かかわったという、こういう経緯もございますのでちょっと

お話をするようになりますが、基本的には先ほど浅野先生におっしゃっていただいたようにそれぞれの分野に計画があって、その計画のシステムというか体系がそれなりにあって、それ自体も変えていかなければいけない、こういう時代的な背景もあるわけです。ですから、その計画自体を変えるときに、ここでは市民参画型あるいは参加と書いてありますが、一般の方の参加を従来に増してきっちりと進めていくために、それを推進するためにもガイドラインが必要になってきたということで、法制化されていないわけですが、それなりのガイドラインをつかって、現場ではそれを参考にしながら、それぞれの状況に応じた取り組みを行っている。

この取り組みについてもすごく頑張っているものもあれば、これではやっていることにならないのではないかといいものもあつたりしまして、いろいろな差があるわけですが、必要性の高いところについてはそれなりに頑張ってきているところもあるなという、こういう感じがしております。

特にこの近くですと外環なんかもそうですが、それから横浜北西線という、こういうところあたりの道路計画はかなり一生懸命やっている。

それから、空港もガイドラインのレベルよりもさらに上位のというのでしょうか、手前のレベルですが、将来的に需要が逼迫する福岡空港ですとか那覇空港、そういうところで将来どういう解を求めていくかという、その議論をする段階から多くの方の参加を求めていくということで進めているところでありますので、それなりに検討は進みつつある。

そうなりますと、今回の議論のSEAという非常に関連が深いなとは思っているわけですが、論点は幾つも出てくると思います。特に今日いただいた資料3-1の従来の検討の報告書の中を読ませていただきますと、1つだけ例としてあげさせていただくこととなりますが、2ページ目の上から2つ目の手続の統合というところがございます。SEAは環境面に焦点を絞って一定の独立した手続として用いられるというところがありますが、この文章の中で多少気になってくるのは「独立した手続」という、この「独立」という言葉であります。

今申し上げたような経緯で計画をよりよい計画あるいは必要がなければ途中でつぶれていくわけですが、そういう計画をつくっていくことが1つの目的として、その進め方を改善している中ですので、環境面だけを独立して議論するということは現実的にはなかなか難しいという、そういう状況に常に置かれると思いますので、最終的には総合的に判断をするし、その以前では環境面だけではなくていろいろな面を議論せざるを得ない。住民の方に、あるいは一般の方に環境だけを独立してやりますといってもなかなか現場の議論ではそれだけを行うということは容易ではない。

こういう中で環境面に焦点を絞った一定の手続、これは当然必要だと思いますが、独立させるようなところについてはなかなか難しそうだなということをこういうのを見ていると思いますが、そういう印象を持ちました。

謝金相当ということで、これは謝金相当になかなかならないかもしれませんが、一言だけとか申し上げるということであれば、そういう点だけを申し上げたいと思います。

浅野座長 今のご指摘の点はこれから議論していくうえでの1つの重要な論点になるのだと思います。ただ、前の報告書をつくった立場からいいますと、もう1つは3ページのところに弾力的に対応と書いてありますね。ですから独立した手続というのは要するにそこははっきり可視的に目に見えるようにわかっているということを行っているので、1冊の本の中に色紙が入っていて、この部分は環境部分ですよというので一向にかまいません。何も本を2冊つくれということを行っているわけではないです。そこは誤解のないようお願いしたいと思います。

それでは原科委員から順番に。予定時間はこの話題で30分ということになっているので、原科さん3分以内で。

原科委員 詳しいことはたまたま日本経済新聞の経済教室のところに今月の8月4日に書きましたので、これを読んでいただくといいですね。「環境影響評価、戦略性を持つ」というタイトルで書きました。

浅野座長 あとで資料で提供していただいて事務局、配りましょう。

原科委員 今、屋井委員がおっしゃった独立した手続、ここのところは1つ大事なポイントです。座長もおっしゃったとおりだと思います。ポイントを1つ、この資料3-2の頭のところですが、色刷りで「透明で客観的な環境配慮プロセスの提供」とあります。これが大事なことです。つまり透明で客観的なというところがいかにして担保されるか。その意味では浅野先生とともに私たちの研究会で前につくった報告書があって、そんなこともありまして一定の独立した手続といった表現になったかと思えます。

総合的にものを考える、そのとおりですが、その結果、どのぐらいきちんと環境配慮されたかわからなくなってしまうのでは困るわけです。ですから、むしろS E Aの結果というのは環境面を直接チェックしたことが最終的意思決定に確実に反映されるという、意思決定の統合と書きましたが、そここのところが一番大事なところだと思います。そんなことでは第三者的なチェックをどうやって行ったか。これが私は一番キーだと思っています。そのこともこの日経の経済教室で書きましたので、ぜひお読みいただきたい。

これがアメリカのNEPAに基づく考え方です。パブリックインボルメントでいろいろな参加の手續がございますが、全体としては計画プロセスの中でアセスメントをしっかりと、EPAがチェックしているわけです。そういう仕組みになっております。

オランダもそうです。オランダも環境影響評価委員会があります。第三者がしっかりやるところがポイントだと思います。その辺はぜひ申し上げたいと思います。

座長が心配されるといけないので、私は切り上げます。また機会がありましたら発言させていただきます。

辻本委員 お二人がお話しされたことと内容は一緒なんですけれども、私も今回初めて出てきましたので、前の研究会の報告がやはりパーフェクトに中身が伝わってこないというのは、一つは言葉がわかりにくいという中の一つに「統合」という言葉、統合するということはどういうことなのかあまりよく見えなかったです。

それから、やはりその中で独立性の話とか、あるいは確実に反映させるというふうな話の中には背景がいっぱいあるんだろうけれども、その意味が余りよく伝わってこないし、いろいろ誤解もあるところだという気がいたしました。

どういうことかといいますと、結局今までは環境の問題というのは十分配慮されていないことは明らかであった。ここ数年の間に非常に解釈がよく進んで、あるいは理解がよく進んで、我々の目指すべきターゲットというのがある意味では持続性になってきたというふうに、それは、安全・安心と、それから資源の問題と、それから環境の問題と3つ、ある意味では同列にほぼなってきた。その中で、今までのように環境だけが抜け落ちておれば環境を優先する形になったかもしれないけれども、やはり最終的な軸の中で、持続性を一つの軸にして、その軸を従属変数にして、独立変数の中に環境の問題と安全・安心の問題と、それから資源の問題というのを見て、最終的な決断を下すという形になるべきものではないのかなという気がいたしました。その中で、環境の問題について独立的な手續、独立した手續をしっかり持つておくことは非常に重要だという気がいたします。

そういう流れの中で、必ずしももう一つ、井村先生が一番最初に指摘されました整合性という言葉も、現在、浅野先生も言われたEPAの話とかオランダの話とかというふうな形式だけが最もすぐれた形ではないだろう。ですから、すなわち半世紀前の、半世紀前というのはちょっと言い過ぎだけれども、この10年の間に大分理解が進んで、環境が独立して一つの軸になるんじゃないかと、持続性という軸の中でやはり考えていくという流れの環境SEAであるというふうなものを考えたらどうかという気がいたしました。

確かに、環境の問題が非常に抜け落ちていたときには、環境を優先させることも一つの戦略であったかもしれないけれども、時代は少し変わってきているということも意識する必要があるのかなという気がしました。

その中でもう一つは、計画の上位性に応じて環境にかかわるスケールが大きく変わってくる。上位になればなるほどスケールが大きくなっていく中で、どれぐらいのことができるのだろうか。非常に大きなところでは、ある程度アセスメントどころか、保護エリアをつくるような意味での、あるいはスクリーニングレベルのものが必要だろうし、事業計画に非常に近くなってくれば事業計画に近いSEAが必要だし、その辺も前の段階では確かに3Pを分ける必要はないという話がありましたけれども、ガイドラインをつくる段階では、やはりスケールに応じたSEAであるべきだという気がしております。

ちょっとまだ十分理解していないために固執した意見かもしれませんが、どうかよろしくをお願いします。

浅野座長 ありがとうございます。これも重要な問題点をあげていただいたと思いますね。田中委員、お願いします。

田中委員 田中です。ありがとうございます。今の辻本先生、屋井先生などの意見と重なるんですが、資料3-1、総合研究会の報告書を見ますと原則というのが、確かにこういう原則を立ててSEAというのは、わりとがっちり、というのでしょうか、SEAの仕組みをきちんと整理をする、そういう意気込みで数年前に作成されたと思います。

その後、諸外国でもそうですし、国内でも先ほどの自治体の動きであるとか、あるいはJICA等の動きがありまして、SEAの多様の取り組みが広がってきた。場合によっては省庁の取り組みもPIという形で広がってきた。そうすると、このSEAというのがこうした原則、幾つかの原則がありますが、その中からかなりここは弾力化して運用していく、あるいは場合によってはかなりこれは原則として押さえていく、こういう応用が必要になってきているのかなと思います。

その1つの例が環境と社会あるいは経済との統合、先ほども環境面から独立した一定の手続、一定の独立した手続、こういう表現が出ておりますが、その独立をどう考えるかというのがあろうかと思えます。

具体的には例えば埼玉県計画アセスメントの仕組みですと、環境の要素と同時に社会的、経済的要素も情報として提供して、総合的な観点から見た場合にどういう意見が出てくるか、こういうことを住民の皆さんに求めるという仕組みになっています。そこでは環境面の情報だ



けという限定ではないということです。

ですから、この情報の提供の仕方なども当時の総合研究会よりも少し応用が広がってきているのではないかと。

もう1つは今のお話、辻本先生のお話にもありましたが、環境という要素から持続可能性といったような、まさにサステナビリティという要素が出てきておりまして、そういうものも今回どこまで広げられるのかなという思いもあります。

ただ、戦略的環境アセスメントという環境という枠がある中で環境基本法に基づく枠の中と、環境基本法は大きな仕組みとしてあるわけですが、持続可能性という、そういうこの要素とどのようにまとめるか、このあたりこれから大きな論点になると思います。

浅野座長 ありがとうございます。栗本委員、お願いします。

栗本委員 今回初めて参加させていただきました栗本と申します。私は社団法人のそういう実務と申しますか、そういう民間の団体の代表をしているのですが、特にこのSEAを実施するに当たって私どもも実務として実施アセスを中心に行ってきたわけですが、実務派としてはやはり限界的なものもかなり実施の中で感じてございます。特に3-1の2ページにございませうような、一番下に広範囲な公衆や専門家の関与ということがあります。環境情報の形成に公衆が参加するという位置づけのところでございますが、私どももできるだけこういう面を蓄積した環境アセスの結果について、いろいろな形でデータベースをつくっているわけですが、これからの計画段階のアセスの中でぜひこういう専門家の関与と申しますか、公衆の皆と申しますか、そういうところを拡大していただきたいと思いますと思っています。

例えば東京都ですと審議会のメンバーに3名ほど公募させたということがございました。そういうのはどういう効果が上がっているのか。少数意見の反映はどういうふうに行っているのかも興味のあるところでございます。

もう1つ実務を行っているほうとしては、広域の環境問題、それから特に今温暖化防止の関連のCO<sub>2</sub>の関連、こういうところでなかなか個別の事業アセスだけでは判断できない面があるかと思っております。こういうところ長期的な見方、それから歴史的な評価も含めて、ぜひこのSEAの中で取り上げてしっかりしたガイドラインができればと思っております。以上でございます。

浅野座長 ありがとうございます。亀山委員、どうぞ。

亀山委員 亀山です。私は動物植物景観生態系のほうを扱っていますので、物事の見方、考え方が即物的になりやすいのですが、よろしく願いいたします。

先ほど一定の独立した手続というのがございました。これは多分法制化を意識してこういう表現になったのだと思ったんです。そういう点ではアウトプットのイメージがいつもちらつくというか、頭の中につい思い描いてしまうわけでございます。東京都の総合アセスというか計画アセスの制度設計をやっておりますとき、いろいろ考えていきますと東京都の場合、最終的に何をつくるかという、環境配慮書というのが別紙1にございます。これをつくるのだというところに行き着いたわけです。

これは要は地域の側でものを考えたときに、アセスメントと車の両輪のようなものとして地域の環境管理計画みたいなものがどうしてもほしいねという話になるものですから、そうするとより早い段階で考えるとなると、そこで一致する点というのが環境配慮のようなもの、要は地域の側の環境容量とかそういうものから考えていくという発想が必要になるだろうということ、そんなような結論がこの東京都の制度のとりまとめのときにあったわけでございますが、いわゆる通常のこれまでの従来のアセスの流れに対して、より地域の環境管理計画あるいは環境配慮のあり方というものに重点を置いた、力点を置いたような考え方が必要になってくるかなというようなことを感じております。

浅野座長 ありがとうございます。小川委員、どうぞ。

小川委員 私も先ほど申し上げたように今回が初めての参加でございますので、少しまとまったご意見はいろいろ皆さんのご意見を聞いてからしていきたいと思いますが、今日感想として思いましたことは、1つは資料3-1の4ページのところで今後の方向ということで5つぐらいのことが大きく上がっています。まずできることから取り組むこととか、ガイドラインの整備というようなところも書かれておりまして、ここのところの考え方は私は非常に妥当だなと思っています。

ただ、その視点から考えたときにそういった意味でなぜこういうことを追求するのかというところでよくわからないところは、共通のガイドラインを決めましょうということを何を目的にして求められているのかというのが1つそういった意味ではよくわかりませんでした。だから、できることから取り組もうということであれば、1つひとつの個別の分野をきちっと見て、その現状をきちっと把握しながら、それで積み上げてガイドラインをつくるということで済むような気がするのですが、共通のということにどういう必然性をより強く求めてそういうものを今どうしてもまず第一につくらなければならないんだと考えているのかというところが1点、そういった意味ではわかりにくいところがあります。

それから、今日の感想みたいなものですが、そういった意味でこういうS E Aがある意味で

実際の実例としてきちっとやられているのは、やはり埼玉県とか東京都とか京都市とかそういうところが具体的にもう制度をつくられて、それで実際に検討した具体的なイグザンプルが上がってきているということで、その中の実例を実際に見てみますと、今取り上げられてきちっとできているやつはある意味で計画段階で評価をする実施主体と、それから具体的に事業に入ったときに実施主体となる事業をやる人とがある程度一致しているものが取り上げられて、そういった意味ではできているような気がします。

それが今度は事業を行う実施主体と、計画をつくる実施主体が異なるケース、特に事業が民間という形になったときにはある意味でいろいろなフリクションが出てくると思いますし、問題が出てくるように思います。計画をつくるところは国の地方の政府、そういうところが実施主体になると思うのですが、それがある手続きをとることによって時間ロスがそれなりに発生しますから、それに見合うだけのベネフィットがきちっと上げられるのだということやはり確認しながら説得力を持った形でのS E Aを展開していくことが結局はみんなからもアクセプトされる内容のものになると思います。そういったところをきちっと詰めてこれからやっていく必要があるのではないかと思います。以上でございます。

浅野座長 ありがとうございます。コメントしては悪いんですが、初めておいでになったにしては極めてポイントをよくつかんでいただけているご発言ではないかと思います。ありがとうございました。

それでは、宇賀委員どうぞ。

宇賀委員 私は専門が行政法でございますので、その観点から関連する制度との関係でお話ししたいと思います。1つは、日本の場合、国では政策評価法がございます。それから、地方公共団体にございまして宮城県、北海道、秋田等々若干の都道府県のレベルで政策評価条例があります。条例がなくても要綱でやっているところもあるのですが、政策評価法ですと公共事業については一定の裾切りはございますけれども、事前評価が義務づけられている。それから、一定期間たって実施されるのは時のアセスということになりますが、5年たっても未着手の場合は事後評価が義務づけられる。10年たってはまだ供用されていないと事後評価が義務づけられるというのがあるのですが、そうすると一応その段階で社会経済的な観点、それから本来であれば環境等も含めた総合的な評価がされなければならぬのですが、私の見るところ環境面のしっかりとした評価がされないまま政策評価が行われているというケースが非常に多いのではないかという印象を持っております。

その大きな原因がこのS E Aに関するガイドラインに当たるようなものがないために、そこ

がしっかりとされないままになっているし、その結果、それを第三者的に評価する際のしっかりとした基準もないためにしっかりとした第三者的な評価も行われていないという面があるのではないかと考えております。

そういう意味ではS E Aについての共通的なガイドラインをつくるということは、政策評価、これが公共事業に関する政策評価がしっかりとした共通した基準に基づいて行われ、そしてそれを第三者がしっかりとした基準で評価していくという観点から欠かせないのではないかと、こういう印象を持っているというのが1つでございます。

それから、先ほど関連した資料で、これも私の若干関係したところですが、今回、行政手続法が改正されて今年の4月1日から命令等の制定に関する意見公募手続というのができました。その前からここにございますように閣議決定のレベルではパブリックコメントの制度が実施されていたのですが、今回これが法律のレベルになって、従来あった規制という枠が撤廃されましたので、対象としてはそういう意味では広がったわけです。

これがS E Aとどう関係してくるだろうかと考えてみますと、ただ今回の行政手続法の意見公募手続というのは、例えば1級河川を指定するC Lのような個別の事案にあてはめるものについては、これは適用除外ということになっていますので、その部分ではかかってこないものです。ただ、例えば環境にかかわるような何か政策レベルの決定が政令で行われるとか、省令で行われるといった場合には、この手続はかかってきますので、案の段階でそれは公表されて広く何人でも意見を提出することができるし、また出された意見についての考え方というものがこれはどういうふうに考えたかということについては結果の公示が義務づけられているということで、一定範囲ではこのS E A的な要素というものにある程度関係してくるだろうと思います。

とりあえず以上でございます。

浅野座長 ありがとうございます。今後調整をし、制度間の位置づけをどうするかということについて比較的重要な問題を提起していただけたと思いますので、事務局はちゃんと答案を書けないと卒業できませんから頑張ってください。

それでは井村委員。

井村委員 前の方とかなりダブるところがあるのですが、幾つか申し上げます。1番は、私は幾つかの自治体でやっているS E Aの検討に参加したことがあるのですが、現場の議論は相当混乱しているというか、S E Aと何とかという言葉がなかなか理解しづらいということもあり、それは自治体でそれぞれの解釈に基づくS E Aというのがそれぞれ行われていることもあ

りますので、今度は基本計画に基づいて全体的に横断的なガイドラインというものができてくることは非常に意義あることではないかなと思います。

自治体などの検討に参加して一番難しいのは、多くの方がご指摘だったんですが、S E Aとは何かという中には1つは計画段階という時間的に早いところでやるということが1つポイントですが、もう1つはS E Aの原点として環境、社会、経済、これ全体を一体として評価するというところがございます。

国の場合、国のほうがやりやすいかやりにくいかわからないのですが、自治体のほうはもちろん首長が一人ですので、それが全部経営ということで、逆にいうとこういうことをやりやすいという面もあるはずですが、一方で部局がかなりセクトに分かれております。環境をやっている部局、開発をやっている部局、これが非常に分かれておりますので、S E Aという名の下に環境、社会、経済を一体的、統合的に考えて実施をするというのが現実にはなかなかうまくできないということがあります。そこを何とかそれがうまくなるようにこの検討会の結果が役に立てばいいなと思っております。

そのことの関係で、これも多くの方にご指摘いただいたのですが、評価の審査というものも同じです。従来のアセスメントの審査はかなり限定的に環境面からの評価に、特に環境に限定されてくる。実際、S E Aは相当枠を超えてやらないといけないところがございます。その辺をどうやっていくか。国レベルでも問題あるでしょうし、自治体のレベルでもいろいろあると思います。この辺をうまくやる仕組みを考えていったらいいと思います。

それから、何となく議論が抽象的になる1つとして、S E Aの事例の蓄積が必ずしも十分でないように思います。自治体において要綱、条例を作ってやっていることはいるんですが、これも宇賀先生がいみじくもお気づきになったように、どちらかという従来のアセスよりちょっとだけ拡大したような、少しだけ前倒したようなレベルの蓄積が多いので、本当の経済、社会、環境を全体統合して、それを総合的にやるというような、あるいはすごく高い政策レベルのものをやるという、そういうレベルのS E Aというのはまだほとんど行われていない。もしかすると宇賀先生のご指摘のような点はあるいは異なってくるのかもしれないけれども、その辺はまだ十分経験がないということなので、経験を作っていくということも大事なかなと思っております。

それから、もう少し技術的なレベルにおいても従来のアセスにかわる新しい面というものもあるのではないかと思います。従来のアセスというのは技術的に形ができておりまして、公害と自然を中心にして、かなりやり方が決められていて、コンサルに任せればやってくれるという

レベルになっていると思うんです。

それに対してS E Aは枠を出ないといけませんので、そういうための技術の蓄積というものもあります。それから、従来のアセスでは必ずしも十分にやれてこなかった地球温暖化問題ですとか、資源循環ですとか、要するにより大きな社会の資源、持続性というものと絡むような問題というものを取り込んでいくということがS E Aの中で大事になってくるのではないかと。実際にある技術の開発というのもこれから大事になるのではないかと考えております。

それから、どこかの基本計画に、さっきの私の指摘のところにあったんですが、途上国への協力支援というのが基本計画には格好よくうたってあるんですが、日本の実態を考えると、その辺そんなに自慢できる状況ではないのではないかと。これも早急に経験を蓄積して、本当に途上国に協力、支援できるようにしないといけないなと思っています。

浅野座長 ありがとうございます。技術的な面も決して無視できないという指摘は特に留意をしておかなければいけないと思います。

石田さん、どうぞ。

石田委員 今回初めて参加させていただきます。農村計画を専門にしております。先ほどご紹介のありました資料2 - 2ですか、この中で平成15年、16年と農林水産省の農業農村整備事業の構想段階でのS E Aの調査に今日ご出席されている亀山先生とご一緒に参加させていただきました。そのときに平成12年におまとめになりましたこの前回の研究会の報告書を勉強させていただいたんですが、そのときにまさに今日座長のおっしゃった不確実性を過大に考える必要はないというところが実はよくわからなくて、機会があったら教わろうと思っていたのですが、最初に解答をいただいてしまいましたので。

そのことはさておきまして、ご承知の方も多いと思いますが、農業農村整備事業というのは土地改良法に基づいて実施されておりますが、他の公共事業と比べまして農業者からの申請事業であって、比較的公共事業としては大きなシェアでの自己負担というのがございます。ですので、そもそも事業の戦略的なアセスという視点でなくても、企画する段階から地権者をはじめとした関係者の合意がないと進められないというような仕組みを必然的に持っていて、その意味では広い視野で見たときには若干狭い面もございますけれども、基本的に公衆の関与とかそういった合意が前提として成立していた事業であると認識しております。

ただ、ご承知のようにどんどん混住化が進んでくる中で農村といえどもイコール農業者ではないというのが非常に大きな私ども考えるべきファクターだと思っております、21世紀に入った時点で2000年のセンサスでいわゆる農村の集落の平均的な農家、非農家の割合という

のは農家率が10.7%という状況でございます。ですから、その分さらに農家のシェアが落ちていると思いますが、言ってみれば10人に1人しか農家がないところで、十分合意形成をして進めてきたはずの事業ですが、直接かかわらない人たちがその地域に増えてしまったというところが大きなポイントで、それが土地改良法の中でも平成13年に改正しましたときに、非農家の方とのさまざまな調整のチャンネルを担保しようとしたところでございます。すでに事業の実施レベルでは、事業を実施するときの前提として田園環境整備マスタープランという、名前が間違っていましたらオブザーバーで農水省から出席されている方にご訂正いただきたいと思いますが、そういうような意味での考えられ得る事業の妥当性を確保するというときに、税金が投入されていますから非農家に対する対策という方向で部分的に少し先行している部分もあろうかと認識しております。

とはいえ、先ほど来キーワードとして出ていますような手続上の独立性とか、非常に重要なことですし、今回の一番大きなポイントである共通的なガイドラインというのは、私自身も非常に注目しておりますし、逆にそういった視点のときに共通性ということは裏返せば特殊なものがあるから共通という議論が出てくるわけで、特殊性というとながティブであれば固有性というふうに申し上げたほうがいいかと思いますが、そういう意味で一般化とか、共通性を確保する、担保するという背景にある固有性の中で必ずしも全部落としてしまっているのかというと、そうではない部分もあろうかと思っておりますので、そんなところを私自身も勉強させていただきながら、先ほど申し上げましたような農業農村整備事業の場合は負担とか申請という部分、そういう意味では固有性がございますので、そんなことも議論に参加させていただく中で私自身も勉強させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

浅野座長 ありがとうございます。おっしゃるように個々の計画のプロセスとか要素というものはかなり違う面があって、そこを無視して話を始めるとかえって汎用性がないということがある。それが共通のガイドラインという言葉を使った主な理由です。

ですけど、そこにある種エッセンスみたいなものは必ずあるだろうということも考えていますので、個々の計画の持っている内在的な固有性ということについてはぜひ情報を共有したいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが石川委員、どうぞ。

石川委員 初めて参加させていただきました石川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私は地方自治体出身なものですからそちらのほうへの影響をどうしても考えてしまうのですが、資料3-1の一番最後に地方公共団体の役割の重要性というものがございます。今

まで地方自治体においてもいろいろな計画段階での問題について、環境部局の関与がなかったということではなくて、おそらく計画部局から環境部局への意見照会とかそういったことは常時行われてきたのだらうと思います。実は私もそういうことは経験しております。

ただ、今までは内々ですませてきた、地方自治体内部ですませてきたというものがこういう制度のもと、統一的におおびらに扱われるということになってまいりますと、地方自治体にも相当の意識の変革というのが迫られるのではないかという気がいたします。

環境基本計画なり環境総合計画というのはどこの自治体でも大抵持っているんですが、そういうものに照らしての評価、計画のそういったものに照らしての評価ということになってまいりますと、これはやはり地方自治体の環境政策をどう考えるかということが根本的に考え直しを迫られるのではないかという気がいたします。非常に影響するところは大きいだらうという気がいたします。

もう一つは、こういった制度の中でこの総合研究会の報告の中でも言われておりますが、地方自治体の意見が求められることになるだらう。そのときに地方自治体としてはどういう意見を返すかというのが実は非常に自治体にとっても大事な話になってくると思います。

いくら計画だと言ってもある程度事業が行われるということを想定してやるわけですので、全く自分のところに関係がないということではなくて、自分のところでもし事業が行われるとなるとどうなるかということをやでも考えざるを得ないということで、これは国任せということではなくて、地方自治体自身も本気で考えざるを得ないという気がいたします。

そうなってまいりますと、やはり今度はそのレポートがどういうふうに書かれるかということが非常に気になるところでございます。大変技術的な部分が多いのですが、環境レポートが一体どう書かれるのか。環境レポートを逆にどういうふうに書くのか。どういうものをどういうふうに書くべきなのか。それも併せてきちんと決めておく必要があるのだと思います。

もちろん事業の内容によっては全く変わりますでしょうから、必ずしも画一的なものにはならないと思いますが、環境レポートの書き方でやはりこういった制度の有効性というのがかなり大きく左右されるのではないかという気がいたしております。

最後に1つお尋ねしたいことがございます。この総合研究会の報告の中に資料3-1の最後のページ、4ページの中に環境影響評価法の活用というのが今後の方向の中に入っております。私はこれを見てこれは一体何のためにこういうものが入っているのか、これはどういう意味なのか。スコーピング手続を活用することによりSEAに期待される役割の一定部分は実現できるとあるのですが、これは何を言っているのかちょっとよくわからないところがございます。



ここのところの解説をもししていただければ幸いです。

浅野座長 では、最後の点だけお答えしますと、S E Aといっても多段階でさまざまなものがあり得るだろう。特にある事業計画の早い段階での取り組みというような側面は必ずS E Aのテーマにせざるを得ないですね。そうしますと、それは現在の方法書の手続がはなはだ不鮮明なものですから、ひどい場合にはもうすでに準備書まで事実上でき上がった段階で、それから抜き書きをして方法書を出すというようなことも行われているわけです。これはおかしいわけで、本来、方法書をつくって、そこから準備書の調査に入らなければいけないはずなのに、そうならないわけです。

ですから、もしその方法書についてきちっとしたルール化ができて、どの段階から方法書をきちっと公表しなければいけないのかなということがはっきりするだけでもかなり違ってくるのではないかと。

それから方法書の中に、今度基本的事項の改定の中でも少し出てきたわけですが、検討プロセスでどういう議論をしたのか。複数案をどんなふうに見たのかということがはっきり出てくれば、それはある意味ではある種S E Aに期待している役割をそこで肩代わりすることもできる。

これを書いた1つの理由はオランダのような国では、今日本の持っているアセス法と同じような法律の中にS E Aを位置づけている部分があります。ですから、やりようによってはアセス法でそれを前倒しに引っ張っていくことによってかなりの部分がカバーできるということもあるのではないかと、これを少し意識したわけです。それでこういう書き方をしています。

S E Aが全部これで片づくというつもりは毛頭ないのですが、何もわざわざS E A法などをつくらなくたって現行アセス法の改正でもカバーできる部分もあることに留意してほしいということです。とりわけここを書いたときの心持ちとしては、方法書の制度をせっかくつくったのにうまく機能していない。これは大変困ったことですねという気持ちがありまして書いたということです。

石川委員 ということはS E Aを今回制度化すれば、それなりにその意図が影響評価法のスコーピングの手続の中で生かされてきて、それが充実するだろうというような期待を含めて書いていらっしゃる。

浅野座長 それも両方あり得るだろうと思います。はなからS E A法でいいよと合意ができれば、それが結局のアセスの手続のある段階をもっとクリアカットにするということがあるでしょう。それからS E A法のようなものに直ちに入れないのなら、ある部分はアセス法改正だ

ってカバーできるということもある。これは言ってみれば双方向ですから、どうアプローチしようと、同じ結論になる可能性はある。

石川委員 事業の種類によってはそういうこともあり得るということですね。

浅野座長 ありえる。ということを実時研究会では意識して書いた。

石川委員 わかりました。ありがとうございます。

浅野座長 大変わかりにくい書きぶりで申し訳ありません。

それでは、ただいままで一巡していただいたのですが、これで時間が来てしまったんですね。なおご発言のご希望もあろうかと思いますが、申し訳ありませんが、もう1つ今後の検討の進め方ということで箇条書きのメモがあります。これを事務局からとりあえず今日は説明をいただくということにとどめておきますが、これと今日の委員のそれぞれのご発言をお聞きになって、そこから啓発されてこんなことも考えるべきだというご意見もあろうかと思いますが、それはあとで事務局に締め切り日を設定させますので、それまでにコメントメモをいただくという形で次回につなげていきたいと思っております。

それでは、資料4に基づいて議題の2の今後の検討の進め方をお願いいたします。

平野課長 最後の資料になりますが今後の検討の進め方、これについて簡単にご説明申し上げます。

検討項目といたしましては4つばかりあげさせていただいております。まず環境アセスメントのあり方でありまして、S E Aのあり方。先ほどご説明申し上げました6年前の報告書レビュー、これを踏まえ、また本日の審議を踏まえまして将来期待される望ましいS E Aのあり方というものを整理していただければと考えております。

2点目、S E Aの必要なガイドラインの構成要素でございます。これにつきましては3つほど構成要素を考えております。1つはS E Aの対象であります。その対象とすべき上位計画の内容あるいは特性、こういったものを整理できないだろうかというふうに考えております。

それから、S E Aの実施手続。これにつきましては意思決定プロセスの透明性とそれから客観性、これが担保されるような手続とするのにはどうすればいいかという、このやり方を中心に検討していただければと考えております。

それから、S E Aの評価の方法であります。S E Aは実施の時期が現行の事業アセスよりも早いわけですから、当然環境情報の深さは浅いわけですし、データの不確実性、これも高いわけですね。こういった現状を踏まえて、それらの熟度あるいはレベルに応じた評価のあり方、あるいはメリハリをつけた整理、こういったものを検討していただけないかと考えております。

3点目、事例研究でございます。これは自治体あるいは国の取り組みについてご紹介しながら、S E Aの導入ガイドラインのあり方につなげていくことができないかと考えております。

最後にS E A導入に必要なガイドラインということですが、これにつきましてはまずはスケルトンをとりまとめまして、最終回にはこの共通ガイドラインそのものを審議していただければと考えております。年度末までに全部で5回程度開催を計画しておりまして、ご審議を賜ればと考えております。

いずれにいたしましても多分野にわたる極めて難しいテーマ、難事業であると考えております。建設的なご審議をお願いしたいと思います。

浅野座長 ということございまして、今後の進め方ということで、ちょっと茫漠たる書き方になっているわけですが、こんなことを検討しなければいけないというメモをお出ししたわけです。

順次これを順番にということになるかどうかは諸般の事情これあり、準備の都合もこれあり、特にとりわけ事例研究というのが今のところ一番頭が痛くて、どういうものを取り上げることができるか、事務局とも考えているのですが、場合によってはこういうものを先にやってみるとか、順番についても必ずしも今のところ固まっているわけではありません。何月にこれをやる、何月にこれをやるということではございませんが。

座長として今日、ひとあたり第一ラウンドで皆さんにご発言をいただきましたことの中から、事務局が考えていた中でこのプログラムの中では見通していた面がある程度出てきた。これは十分に事務局に今日のテープの整理をして検討させたいと思っております。

特に2番目の丸のところ「評価の方法など」という漠とした書き方をしてしまっているわけです。特に井村委員から指摘された技術的な面が従来型のアセスと大分違う面があるのではないかとご指摘は非常に重要な点です。こういう点もどこまでこの研究会で詰めることができるか、ちょっと問題ですが、かなり考えておかなければいけないことだろうと思っています。

それから、類似の制度でもうすでに動いているものとの関連、宇賀委員からご指摘のあった政策評価であるとか、あるいは最初に屋井委員からご指摘をいただいたP Iとの関連をどうするのだということについては十分に議論をしておかなければいけないと思っています。

これは対立的にやるとか、二重構造にすることがいいと思っていないので、そこは上手に両立できる方法があれば、それでいいのかもしれませんが、それをしっかり検討して受け入れてもらえるようなものにしなければいけないと思っております。

さらには共通的ガイドラインという言葉の意味は何人かの委員からもサポートしていただき、大体ご理解をいただけたらと思います。ことはことでありますから、ディテールにわたることをここで出してしまうと使える範囲がものすごく限られる。それでは意味がないのではないかということもあるわけです。

それはさりながら現実にはどういう計画がどんなふうにはつくられ、動いているのだということをおおまかに入れておかないと、かつてのそれぞれの委員が自分の計画をイメージして、それを前提にしてSEAの議論をしても、同じ言葉を使っているけれども全然イメージが違っていたのでは議論になりませんから、そうならないような整理は十分事務局にも注意してやっていただかなければいけない。

その辺の資料も今すでに準備されつつありますから、具体例、こんなものがあって、こういう計画はこうなんだというものをあわせて出して議論できるようにしたいと思っております。

というわけで、先ほどお願い申し上げましたが、先ほどのお一人お一人のご発言に啓発されて、こういうこともというコメントをさらにいただけたらと思いますし、それからこの事務局の進め方についてはこういう点に特に留意すべし、この点はきちっとやるべきであるというようなことについてはすべてを採用できるかどうかは別としてご意見をいただけたらと思いますので、事務局からコメントメモをいつまでにいただければ次回に間に合わせる事ができるかという、その刻限決定をしていただきたい。

平野課長 次回10月12日午後6時ということでございますので。

浅野座長 土曜日が9日ですね。だから11日までに届くという前提でいただくというぐらにしておいたほうがいいのではないですか。

平野課長 ありがとうございます。

浅野座長 できれば9月第2週、来週の土曜日ぐらいをめでにとということでお願いできればと思います。個々の先生方にメールアドレスなり何なりを直ちにお送りするという事にいたします。できればメールでいただけるほうが後の処理が楽だと思いますが、まさかメールは使わないという先生はいらっしゃらないと思います。よろしく願います。ということでぜひご協力をいただきたいと思います。

先ほど平野課長からお話がありましたように、今回は10月12日、夜になってしまいますが、皆さんの日程、この時間ということになってしまいましたので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

特にこの際に何かご発言ということはありませんでしょうか。

原科委員 詳しくはコメントで申し上げますが、1つだけ足りなかったのは情報公開のことはあまり審議しなかった。これはぜひ皆さんからご意見いただきたいと思います。透明性ということです。

SEAの具体事例を見てみますと、結局、計画情報がなかなか公開されなくて困っているんです、現場では。この辺のご意見をぜひいただきたいと思います。以上です。

浅野座長 よろしゅうございますか。

田村局長 委員のいろいろな方々の議論と多少ダブって恐縮ですが、第3次の環境基本計画で環境、経済、社会の統合的向上というものを掲げました。それは今8月末、概算要求等においてもできるだけ反映させようと思ひまして、施策を今いろいろ工夫しているところでございます。環境というものが経済、社会から見れば外の外部経済というか予見みたいなものではなくて、まさに経済、社会の中の一要素として内省化して、一緒になって考えなければいけないという視点はこれからますます重要であるし、環境問題を考えるときにはそういうふうな視点でないといけないと思います。

それぞれのエネルギーだ、なんだかんだと分けて要素分解的な議論をやってみたって、結局は環境という問題にも近づけないと思いますので、できるだけ幅広い観点から環境の問題に対応する必要があります。環境という問題は一般論は非常に大事だとか、いろいろな言葉をどんどんいただいて、国民に対する啓発が進んでみても、実際の社会のシステム、経済、社会、企業の動きというものは環境というものが十分に内省化されていないのが今の現実ですから、そういうものを少しでも進めるという観点から、今いろいろな施策を考えているところです。この戦略的環境アセスメントは環境省にとって大事な分野だと思っています。

今までずっとご苦勞をいただきながら、時間をかけながら進めておりますが、ますますそういう様相が大事になってきたことを反映して基本計画に記載しており、きちっとガイドラインを作成しないとイケない。共通的なものをつくっていこうということがここに入った広い背景だと思ひます。これから検討会を進めていくに当たりしてもできるだけ幅広い方、ヒアリング等々いろいろな工夫をしながら、いろいろな範囲の方から、時間も限られていますが考えて、この6年で環境を巡る状況が大きく変わってきているということも頭に置きながら、先ほど持続可能性のご議論がありました。それを超える概念がまだありませんから、サステナビリティというのは1つの重要な概念だと思ひますが、いろいろなことを踏まえながら、アセスに詳しい方々にも集まっていただいております。広い観点からご議論をお願いしたい。それだけお願いいたしておきます。

浅野座長 どうもありがとうございました。それでは事務局よろしいですか。

本日第1回はこれで終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

午後 3時58分 閉会